

「元気づくりポイント」の 商品券などとの交換が始まります！

問い合わせ 元気づくり課（保健センター） ☎（928）2000

市では、40歳以上の市民がスポーツ活動や文化芸術活動、介護予防活動への参加、健康診査・がん検診の積極的な受診を行うことで、元気に生き生きとした市民生活を送り、健康寿命の延伸につなげることや、市商工会、JA筑紫、自治会、行政などがこの事業を一緒に行うことで、市全体として健康づくり・生きがいがづくりに取り組むことを目的として、この事業を昨年6月1日から行ってきました。

2月1日(月)から、皆さんが貯めたポイントを商品券などと交換できるようになります。下記をご確認のうえ、スムーズな交換にご協力をお願いします。

交換期間 2月1日(月)～3月15日(火)（土日祝日を除く）

交換時間 午前9時～午後5時

交換会場 1：いきいき情報センター会場（2階 特設会場）
※当日「総合案内」でご確認ください。
2：市役所会場（市役所2階 地域づくり課窓口）

交換方法 ①「元気づくりポイントカード」と住所・氏名が確認できる書類（運転免許証、保険証など）を持参してください。
②会場で「ポイント交換及び寄付申請書」に必要事項を記入し、「ポイントカード」・「住所氏名が確認できる書類」と一緒に窓口提出します。
③書類を確認後、申請されたポイントに合わせて、商品券・元気つくし米・表彰状・商品券利用店舗一覧表をお渡しします。渡されたものを各自で確認し、確認欄に署名して手続きは終了です。



元気づくりポイントカード



元気づくり商品券

交換ポイント数	交換できるもの
1,000～1,950ポイント	1,000円の商品券（端数はお住まいの自治会へ寄付）
2,000～2,950ポイント	2,000円の商品券（端数はお住まいの自治会へ寄付）
3,000～4,950ポイント	3,000円の商品券（端数の自治会寄付はありません）
5,000ポイント	3,000円の商品券と表彰状・元気つくし米（3kg）

※自治会への寄付は、交換期間後に市から各自治会へ行きます。

商品券使用期間 2月1日(月)～3月31日(木)

注意事項 ●交換は、一人5,000ポイント（カード1枚）が上限です。
●1,000ポイント未満での交換申請はできません。
●お住まいの自治会への寄付は、交換ポイント数1,050～2,950ポイントまでです。3,000ポイントを超えると寄付できません。
●商品券の額面より値段の低い品物を購入してもおつりは出ません。



5,000ポイント達成記念品
「元気つくし米」